

公立病院改革プランの概要

団 体 名	久万高原町						
プ ラ ン の 名 称	久万高原町立病院改革プラン						
策 定 日	平成21年3月25日						
対 象 期 間	平成 20年度 ~ 平成 25年度						
病 院 の 現 状	病 院 名	久万高原町立病院					
	所 在 地	上浮穴郡久万高原町久万65番地					
	病 床 数	77病床(内一般47床、療養30床)					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、歯科、リハビリテーション科、小児科、眼科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>山間部の病院であるため、広大な面積に集落が点在しており、県内でもトップの高齢化率という条件の中で病院に寄せる住民の期待は大変大きいものがある。 医師不足の中、内科、外科、歯科、リハビリテーション科の他、住民が望んでいた整形外科の開設により高齢者に多い骨折や慢性の整形外科系疾患を持つ患者から大変喜ばれている。また、当町は、県内で最も面積が広いがその唯一の自治体病院として救急病院の指定を受け、24時間体制で初期救急医療の重要な役割を果たしている。 現在でも県内トップの高齢化率(約43%)であるが、今後も、更に高齢化率が上昇し、医療に対する住民の期待は増大すると思われるため、医療体制の充実を図る必要がある。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<p>地方債償還金については、平成14年度以前の起債は、元金・利子とも償還金の2/3 平成15年度以降の起債については、1/2に相当する金額</p> <p>救急告示(特別交付税)は、算定金額以内 不採算地区病床割(特別交付税)及び普通交付税は、収支のバランスに応じ算定額以内</p>						
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	109.7	103.4	102.0	100.8	100.8	
	職員給与費比率	52.6	57.1	57.9	57.9	57.9	
	病床利用率	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	
	材料費率	16.8	19.3	17.8	17.8	17.6	
	他会計繰入金対医業収益比率	3.7	3.8	3.2	3.4	3.4	
	累積剰余金又は欠損金	189.4	220.4	238.4	245.4	252.4	
上記目標数値設定の考え方	<p>平成19年度、20年度とも黒字見込 中央材料室を委託すること等、平成21年度以降についても経営改善を行うことにより健全経営を目指す。 又、療養病床2床を一般病床に変更し、救急病院として急性期患者の受け入れ態勢を充実し病床利用率を上げる。</p> <p>(経常黒字化の目標年度: 年度)</p>						

				団体名 (病院名)	久万高原町立病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
年延入院患者数		26,219	26,000	26,000	26,000	26,000	
年延外来患者数		47,613	46,000	46,000	46,000	46,000	
救急患者数		446	400	400	400	400	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	当病院は、昭和35年に開業以来、町民の健康維持のために努力してきた。そのような中、平成11年度まで赤字経営を続けていたが、徹底的な経営合理化と職員の意識改革を行い、現在まで健全経営を続けている。現在は、給食、ボイラー管理、医療廃棄物処理業務は完全民間委託し、検体検査、洗濯等是一部民間委託している。今後も民間的経営手法を導入し、健全経営を目指す。				
		事業規模・形態の見直し	現在、一般病床47床、療養病床30床で運営しているが、平成21年度から療養病床2床を一般病床に転換し、上浮穴郡内唯一の病院として急性期患者の受け入れ態勢強化を行う。経営形態については、現在、公営企業法の一部適用で運営しており、健全経営を続けているため、しばらくは現状維持とし、将来的には全部適用を目標とする。				
		経費削減・抑制対策	アウトソーシングできる項目については、行ってきたが、新たに平成21年度から中央材料室の業務を外部委託する。 また、経費の節減と患者様の待ち時間緩和のため平成21年度からオーダーリングを導入する。				
		収入増加・確保対策	収入の確保は、医師確保が最大の問題であるため、現状の人数確保に努める。また、郡内には眼科や皮膚科がなく松山に通院しなくてはならないため、平成21年度内には眼科の開設を検討しており、住民の利便性と収入の増加を目指す。				
		その他	国立病院が独立行政法人化するなど、民間病院と同様に独立した経営が出来る新たな経営形態へ移行し、経営の自主性効率化を目的とした経営形態への移行が求められている。 当病院においても将来的には自立した経営形態の確立を図るため、地方公営企業法の全部適用化の検討を行う。				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	94.8	18年度	87.9	19年度	93.0
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	現在、一般病床47床、療養病床30床で運営しているが、平成21年度から療養病床2床を一般病床に転換し、上浮穴郡内唯一の病院として急性期患者の受け入れ態勢強化を行う。					

団体名 (病院名)	久万高原町立病院
--------------	----------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	県内で最も広い面積である久万高原町唯一の病院として、24時間体制で救急医療に従事しているが、松山市の中核医療機関までは救急車で45分程度かかるためその中核病院との連携は言うまでも無く、近隣の診療所との連携(ネットワーク)も不可欠である。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	当病院は、地域診療圏唯一の病院であることからプライマリ・ケアから救急医療まで幅広く求められている。 松山圏域を二次医療圏とし、救急医療では初期・二次救急を担っている。 農山村地域という立地条件から病院群輪番制でなく単独での二次救急を行う必要があり、今後においても三次救急医療機関との連携により現体制を維持していく必要がある。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<時期> 当分の間は、現体制を維持していく必要がある。	<内容> 当病院は、地域診療圏唯一の病院であることからプライマリ・ケアから救急医療まで幅広く求められている。 松山圏域を二次医療圏とし、救急医療では初期・二次救急を担っている。 農山村地域という立地条件から病院群輪番制でなく単独での二次救急を行う必要があり、今後においても三次救急医療機関との連携により現体制を維持していく必要がある。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<時期> 今後5年を目処に経営状況等を助案し、公営企業法の全部適用等の見直しを行う。	<内容> 情勢が変化の中で公営企業法の一部適用のままの体制を維持するが、経営状況等をみて運営委員会の中で協議を行い全部適用への移行について検討する。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	2箇月に1回経営状況をまとめ、状況の変化を見て年2回開催する運営委員会で点検・評価を行い、体制の方向性の検討を行う。 ホームページ等で公表	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年、10月頃	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	久万高原町立病院
--------------	----------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医 業 収 益 a	819	928	928	915	915	915	
	(1) 料 金 収 入	762	865	863	850	850	850	
	(2) そ の 他	57	63	65	65	65	65	
	うち他会計負担金	28	28	28	28	28	28	
	2. 医 業 外 収 益	24	31	22	23	23	23	
	(1) 他会計負担金・補助金	8	7	2	3	3	3	
	(2) 国 (県) 補 助 金							
	(3) そ の 他	16	24	20	20	20	20	
	経 常 収 益 (A)	843	959	950	938	938	938	
	入	1. 医 業 費 用 b	779	848	899	899	910	910
(1) 職 員 給 与 費 c		457	488	530	530	530	530	
(2) 材 料 費		131	164	160	160	160	160	
(3) 経 費		96	99	99	99	110	110	
(4) 減 価 償 却 費		51	42	50	50	50	50	
(5) そ の 他		44	55	60	60	60	60	
2. 医 業 外 費 用		25	26	20	21	21	21	
(1) 支 払 利 息		12	10	4	5	5	5	
(2) そ の 他		13	16	16	16	16	16	
経 常 費 用 (B)		804	874	919	920	931	931	
出	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	39	85	31	18	7	7	
	1. 特 別 利 益 (D)							
	2. 特 別 損 失 (E)	1	1	1	1	1	1	
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	1	1	1	1	1	1	
	純 損 益 (C) + (F)	38	84	30	17	6	6	
	累 積 欠 損 金 (G)							
	不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	604	695	700	700	700	700
		流 動 負 債 (イ)	11	15	10	10	10	10
		うち一時借入金						
		翌年度繰越財源(ウ)						
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)								
差引不良債務 (オ)	593	680	690	690	690	690		
単年度資金不足額 ()	70	87	10	0	0	0		
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	104.9	109.7	103.4	102.0	100.8	100.8		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	72.4	73.3	74.4	75.4	75.4	75.4		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	105.1	109.4	103.2	101.8	100.5	100.5		
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	55.8	52.6	57.1	57.9	57.9	57.9		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)								
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$								
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率								
病 床 利 用 率	87.9	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0		

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円) = ('22年度不良債務額 20百万円) - ('21年度不良債務額10百万円)

団体名 (病院名)	久万高原町立病院
--------------	----------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	27	30	64	50	50	20
	2. 他 会 計 出 資 金	32	73	16	14	13	14
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金						
	7. そ の 他						
	収 入 計 (a)	59	103	80	64	63	34
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - (b) + (c) (A)	59	103	80	64	63	34	
支 出	1. 建 設 改 良 費	30	44	140	65	60	20
	2. 企 業 債 償 還 金	50	112	28	26	20	21
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他						
支 出 計 (B)	80	156	168	91	80	41	
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	21	53	88	27	17	7	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	19	50	87	22	15	5
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	1	2	2	2	2	2
計 (D)	20	52	89	24	17	7	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	1	1	1	3	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)	1	1	1	3	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	() 35,796	() 34,349	() 30,230	() 30,360	() 30,360	() 30,360
資 本 的 収 支	() 31,853	() 73,101	() 20,519	() 14,368	() 14,368	() 14,368
合 計	() 67,649	() 107,450	() 50,749	() 44,728	() 44,728	() 44,728

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。